

## 第4期伊勢原市地域福祉計画一部改定（案）のパブリックコメントの実施結果について

### 1. パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

令和2年12月21日（月）から  
令和3年 1月20日（水）

(2) 周知方法

広報いせはら12月15日号、市ホームページ

(3) 閲覧場所

ホームページによる閲覧のほか、市役所1階ロビー、担当課窓口、各公民館

(4) 提出意見

7件（4人）

(5) 意見の要旨及び市の考え方

【対応区分】

- A：意見の趣旨が計画案に反映されているもの
- B：意見を踏まえ計画案の修正を検討するもの
- C：意見として承ったもの

| No. | 意見の要旨   | 対応区分 | 市の考え方  |
|-----|---|------|--|
| 1   | 成年後見制度の利用にあたり意思決定が困難で、早急な対応が必要となる場合が少なくない。市長申立ての場合には、手続きに時間がかかり、対象者の利益保全に支障が出てしまう懸念がある。迅速な対応ができる体制整備を含めた取り組みが必要だと思う。  | C    | 市長申立てが必要なケースは、多くの場合、早急な対応が必要です。必要な事務手続きについては個々の案件に応じて、正確に行いながら、可能な限り短期間で進めます。貴重なご意見として承ります。  |
| 2   | 制度が発足し20年経過する中で、量だけでなく、質の担保も重要。中核機関を設置することで、後見人等受任後の支援状況を点検、監督するような機能を担ってもらいたい。   | A    | 中核機関による後見人の支援の中で進めます。また、協議会を設置することで、後見人の支援状況に対する助言等を行います。                                    |
| 3   | 制度が周知されておらず、特に「保佐」「補助」類型が適正に運用されているか疑問。この制度を活用するための啓蒙体制が必要ではないか。  | A    | 中核機関の機能の一つである「広報機能」において、制度における類型の考え方等についても周知していきます。  |
| 4   | 成年後見人を決定する際の診断書を作成する医師に対して、具体的な説明が必要である。  | C    | 診断書の作成に関しては、国、家庭裁判所、医師会等との調整の中で検討されています。市としましては、今後の家庭裁判所との意見交換会等において、提案していきます。貴重なご意見として承ります。 |
| 5   | 内容もわかりやすくまとまっていると思うが、全体的に図表の字が小さい。  | B    | 今回の改定部分における図表について、全体のバランスに配慮しながら、文字の大きさを調整します。   |
| 6   | 現計画 P43 について<br>高齢化が進み、困難を抱える人が増加する中で、住民同士の支え合い、助け合いによる生活支援の仕組みづくり等、又、生活支援と介護予防、そして社会参加につながる事が期待されている。<br>102の自治会全体で実施するには5カ年計画では難しい。<br>事業に対しては、スピーディさが必要であると思う。   | C    | 今回の第4期地域福祉計画における改定部分の内容に含まれない項目ですので、今後第5期の地域福祉計画の策定に向けて検討して参ります。<br>貴重なご意見として承ります。           |
| 7   | 現計画 P53 について<br>近年、災害が発生しなかったような地域でも災害が発生し、住民の防災に対する意識は高まっている。<br>災害時要援護者台帳や災害マップの作成も充実されている。<br>今は人間関係の希薄化や単身世帯が多く、社会変化と地域のつながりは弱くなってきている。<br>また、高齢化に伴い、地域の担い手不足も自主防災組織化の遅れもあると感じる。地域ぐるみの取り組みが必要なのではと思う。 | C    | 今回の第4期地域福祉計画における改定部分の内容に含まれない項目ですので、今後第5期の地域福祉計画の策定に向けて検討して参ります。<br>貴重なご意見として承ります。           |